

公立大学法人青森県立保健大学の第二期中期目標期間 終了時における業務・組織全般の検討（案）

- 公立大学法人青森県立保健大学（以下「保健大学」という。）の第二期中期目標期間（平成 26 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日）の終了時に見込まれる業務実績について、青森県地方独立行政法人評価委員会により、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 78 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する評価が行われた。
- 設立団体である青森県は、法第 79 条の 2 第 1 項に基づき、保健大学の業務の継続の必要性、組織の在り方その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行った。

1 業務の継続の必要性について

(1) 保健大学の業務

保健大学は、平成 20 年 4 月 1 日に、青森県の組織であった「青森県立保健大学」の組織・業務を引き継ぐ「移行型一般地方独立行政法人」として設立された。

保健大学の設立目的は、定款において、「大学を設置し、及び管理することにより、保健、医療及び福祉の教育研究拠点として、専門的な学術を教授研究し、人間性豊かでグローバル化と地域特性に対応できる能力を兼ね備え、保健、医療及び福祉の中核的役割を果たすことのできる人材の育成を図るとともに、教育研究成果の還元による地域貢献活動を一層推進し、もって地域社会における人々の健康と生活の質の向上に寄与すること」としている。

また、定款において、業務の範囲を次のとおり定めている。

- 保健大学を設置し、これを運営すること。
- 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 地域の生涯学習の充実に資する公開講座の開設等学生以外の者に対する多様な学習機会を提供すること。
- 保健大学における教育研究の成果の普及及び活用を通じ、地域社会に貢献すること。
- 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 業務の継続の必要性

本県では、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年に、これまでに経験したことのない超高齢化時代を迎える。保健・医療・福祉サービスの低下など、県民生活への様々な影響が懸念される(2025年問題)ことから、早急な対応が必要となっている。

さらに、本県の平均寿命は男女とも着実に延伸しているものの、依然として全国最下位であり、生活習慣病による死亡率や働き盛り世代の死亡率が全国平均よりも高いことなどが影響していると考えられる。このため、今後とも、平均寿命、さらには健康寿命の延伸に向けた対策が必要となっている。

県では、令和元年度から「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦～支え合い、共に生きる～」に基づき政策・施策を進めている。

この計画の中で、2025年問題への対応として、県民の誰もが、地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる「青森県型地域共生社会」の実現を目指し、全庁を挙げて様々な分野で取組を進めている。中でも、健康福祉分野では、保健・医療・福祉体制の一層の充実を図ることとしている。

また、平均寿命・健康寿命の延伸に向けて、県民の健康づくりの意識の更なる向上や、各年代のライフスタイルに応じた生活習慣の改善、生活習慣病の重症化予防に取り組むこととしている。

一方、保健大学の役割として、保健、医療及び福祉の中核的役割を果たすことができる人材の育成、教育研究成果の地域社会への還元等を通じて、県民の健康と生活の向上に寄与することが求められている。

以上のように、保健大学が担う役割から考えると、県が「青森県型地域共生社会」の実現や県民の健康づくりに取り組んでいくためには、保健大学が行う業務の継続の必要性は高いと言える。

2 組織の在り方について

県は、青森県行政改革大綱(平成16年12月)に基づき、教育研究の高度化、大学運営の活性化等を図るとともに、より自律的かつ弾力的な運営を図るため、平成20年4月1日に県立保健大学を公立大学法人化し、公立大学法人青森県立保健大学を設立した。

この法人化の際に、時代の変化や学生のニーズなどに迅速で柔軟な対応ができるよう、次のとおり取り組んでいる。

- ・理事長が学長を兼ね、経営及び教育研究の両面において法人を統括
- ・役員会のほかに、重要事項を審議する機関として、経営審議会と教育研究審議会を設置

また、事務組織については、事務局長をトップとする室課体制をとりつつ、教員組織との連携を強化するため、教員を含む理事が教務・学生等それぞれの所管部門を管理する体制を併用している。

さらに、「地域連携・国際センター」と「研究推進・知的財産センター」を設置、運営し、地域貢献と研究の推進に取り組んでいる。

人事面においては、法人化のメリットを活かし、次の取組等により弾力的な人事制度を進め、教育研究の活性化や適切な事務組織の確保を図ってきた。

- ・教員については、公募制、任期制、裁量労働制及び人事評価制度の導入
- ・事務職員については、プロパー職員の採用、人事評価制度の導入及び人事評価結果の給与への反映

財務面においては、管理運営業務の一括委託及び複数年委託、物品の一括発注など、法人化のメリットを活かした効率的な運営を進めている。

こうした取組は、公立大学法人化のメリットを活かした法人の自主的な運営によるものであり、法人化したことによる効果は高いと言える。

3 その他業務及び組織の全般について

保健大学の第二期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績について、青森県地方独立行政法人評価委員会により行われた評価では、総評において、「中期計画については、総じてほぼ計画どおりに実施できる見込みであると判断され、「中期目標を達成している」と評価できる。」とされた。

業務の実施状況としては、「全体として中期計画に定めた事項は着実に実施されている」とされ、組織、業務運営等に係る改善事項等としては、「特に改善勧告を要する事項はない」とされた。

また、項目別評価においては、7項目のうち1項目（「教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための計画（地域貢献）」）については、県内就職率の目標が十分には達成されていないことなどから、評価は「おおむね達成」とされたが、ほかの6項目では、「達成」と評価された。

この評価から、業務及び組織の全般については、適切かつ妥当な運営が図られたと言える。

<参考> 第二期中期目標期間終了時見込業務実績評価（評価結果の概要）

項目別	特筆すべき 5	達成 4	おおむね達成 3	やや不十分 2	著しく不十分 1
(1) 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための計画（教育）		○			
(2) 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための計画（研究）		○			
(3) 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための計画（地域貢献）			○		
(4) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための計画		○			
(5) 財務内容の改善に関する目標を達成するための計画		○			
(6) 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための計画		○			
(7) その他業務運営に関する重要目標を達成するための計画		○			

4 検討結果

ここまでの検討内容をまとめると以下のとおりである。

- ・ 県が「青森県型地域共生社会」の実現や県民の健康づくりに取り組んでいくためには、保健大学が行う業務の継続の必要性は高い。
- ・ 保健大学は、公立大学法人化によるメリットを活かして自律的かつ弾力的な大学運営に取り組んでいる。

時代の変化や学生のニーズへの迅速で柔軟な対応、地域貢献や研究の推進、教育研究の活性化や適切な事務組織の確保などを図るための組織構築を進め、財務の効率化も含めて、法人化したことによる高い効果をあげている。

- ・ 保健大学の第二期中期目標期間終了時見込業務実績評価の結果から、業務及び組織の全般について、適切かつ妥当な運営が図られたと言える。

以上の結果を踏まえると、大学業務の継続が必要であり、運営組織としては保健大学の存続が適当である。

また、保健大学の業務運営は、全般的に適切かつ妥当なものと判断されるため、法第79条の2第1項に規定する「所要の措置」を講ずる必要性は認められない。

なお、地域の保健、医療及び福祉体制の充実等のため、第三期中期目標期間において県との連携のもと取組の一層の推進が期待される。